

## 御意見及びそれに対する考え方

(「内閣府・財務省・農林水産省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する命令の一部を改正する命令案についての意見・情報の募集」の結果について)

御意見	考え方
<p>① 意見公募の意図が分かりにくいため、概要資料を作成して再度の意見公募を希望する。</p>	<p>御意見ありがとうございます。          今後はより分かりやすい意見公募資料の作成に努めてまいります。</p>
<p>② 省令第9条第2項、第13第2号から第4号に関し、特定重要設備の供給者等に関し公的な書類を導入等計画毎、所管省庁毎に準備することは極めて煩雑。          特定重要設備の供給者等に関して、複数の事業者が共通的に採用している設備等の供給者等に関する情報は、政府において入手・一元管理していただきたい。          もしくは、政府が指定する期間内に、供給者等として実績があり、国内の関連法規などに反していない企業については、公的な証明書に代えて、会社経歴書などの公表資料や企業が公印のもとで保証する文書など、企業自身が提供する書類でも可とするようお願いしたい。          また、これらの書類で可となる場合、Q&amp;Aなどに明記して広く周知していただきたい。</p>	<p>御意見として承ります。          なお、現時点においては、どのような設備について「複数の事業者が共通的に採用している」かどうかは、届出を受け付けなければ明らかではなく、また、そのような規定もないことから、お示しのような対応は困難です。          また、登記事項証明書等の添付書類は、届出事項の真正性を確認するために必要としているものであり、これを「企業自身が提供する書類」によって代替することは適当ではないと考えます。</p>
<p>③ 制度の実効性を高めるためには、特に供給者等のうち外国の企業の理解が重要であると考えため、当該企業を対象とした説明の場や公的文書等により、周知徹底をお願いしたい。          必要書類の提出にあたっては、書面での提出に限らず、電子データによる提出も可能とするなど、デジタル化による効率化にもご配慮いただきたい。</p>	<p>御意見も踏まえ、必要な周知・広報を適切に行ってまいります。          また、書類の提出については、電子データによる提出も可能とするよう検討しております。</p>
<p>④ 基幹インフラの安定的な提供の確保は、国民生活や経済活動を維持する上で必須であり、そのためには、事業者が供給義務を果たすための取組みを進めることに加え、政府が基幹インフラの安定的な提供を妨害する行為を予防することが重要となる。このために政府は、妨害者を取り締</p>	<p>御意見として承ります。          基本指針において示しているとおり、本制度については特定社会基盤事業者等の負担の軽減</p>

<p>まることに加え、特定妨害行為の手段として使用されるおそれの大きい機器を水際で管理する、リスト形式等で事業者に示すなどの措置を講じるべきである。</p> <p>これらの措置が困難な中、現時点においては、民間事業者から得る情報に依拠して機器の脆弱性を審査することはやむを得ないため、本制度を運用するにあたっては、事業者の経済活動の自由とのバランスを確保すべきであり、規制対象は安全保障上、真に必要な範囲に限定するとともに、基本指針の「特定社会基盤事業者の負担の軽減が図られるよう不断に制度の見直しを行う」との記載に従い、より事業者の負担を軽減する方策を常に検討すべきである。</p>	<p>が図られるよう不断に見直しを行うこととしております。</p>
<p>⑤ 特定社会基盤事業者が省令で定める事項を届け出るにあたり、特定重要設備の供給者が必要な情報を特定社会基盤事業者に提出しない可能性がある。この場合の対応として、経済安全保障法制に関する有識者会議（第7回令和5年6月12日）では、「届出について必要な情報を収集するためには、法の第59条を用いて、主務大臣が供給者等に対して必要な情報を求めることもあると考えている」との考えが示されている。これに従い、特定社会基盤事業者が、届出に必要な情報を特定重要設備の供給者から得られない場合には、政府が当該供給者に直接、情報の提出を求めるべき。</p>	<p>お示しの通り、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第59条は、本制度の規定を施行するため必要があると認めるときは、特定重要設備の供給者を含む関係者に対し情報の提供等を求めることができることとしており、必要がある場合には、このような規定も活用し、情報の提供等を求めていくこととなると考えております。</p>
<p>⑥ 導入等計画書と計画書の記載事項を証明する書類を都度提出することは、政府全体で推進しているデジタル化にも逆行する。とりわけ、特定重要設備の供給者の登記事項証明書の提出を求めている点については、主務大臣が登記情報システムを活用し、導入等計画書に記載されている特定重要設備の供給者等の登記情報を確認すれば、特定社会基盤事業者が提出する必要がなくなる。主務大臣が登記情報システムを活用することで、事業者の負担軽減を図るべき。</p> <p>また、特定重要設備の供給者が外国法人であった場合、登記事項証明書に代えてどのような書類が必要になるかが不明。国ごとに具体的にQ&amp;Aで示すか、事業者からの個別の問い合わせに対して答えることで、事業者に明確に示すべき。加えて、諸外国にわが国の登記情報システムと同様のシステムが存在する場合、それらとの連携も中長期的には視野に入れるべき。</p>	<p>登記事項証明書については、登記情報連携システムの活用も含めて、実効性を確保しつつ負担が軽減できる手法を検討しております。</p> <p>なお、外国の法令に基づいて設立された法人に関する登記事項を証明する書類については、今後技術的解説等を通じた情報提供等を検討することといたします。</p>
<p>⑦ 特定重要設備やその構成設備の供給者が本制度に必要な措置を取れなかった場合、特定重要</p>	<p>御意見も踏まえ、中小企業者への周知等も含</p>

<p>設備やその構成設備に関する受注が減少する結果となりかねないため、供給者等への周知を行うべき。特に、構成設備の供給者には中小企業も多く含まれるだろうことから、中小企業への周知を十分行い、政府内の関連部門が制度の趣旨を十分理解するよう取り組むべき。</p>	<p>め、必要な周知・広報を適切に行ってまいります。また、政府内の関連部門が制度の趣旨を十分に理解することは当然のことと考えております。</p>
<p>⑧ 経済安全保障推進法の施行を含む、日本政府による経済安全保障政策強化のための取組みを支持する。とりわけ、日米両国によるパートナーシップが、インド太平洋地域における安定と安全及び平和を維持するための要石であると信じており、それ故に、日本政府による経済安全保障政策の推進が、両国の関係を更に深めるために重要である。地域における価値観を共有する国々から日本が信頼されるリーダーとなるために必要な、相互接続性を実現するための最も安全でレジリエントな技術を用いることができるよう、最新の技術を用いて日本政府を支援する。</p>	<p>賛同の御意見として承ります。</p>
<p>⑨ 導入等計画書の作成において、特定社会基盤事業者がクラウドサービスを用いて特定重要設備を導入する場合、「当該クラウドサービスは特定重要設備を構成する設備であること」を明記していただきたい。</p> <p>クラウド事業者は、一般的且つ汎用的なクラウドサービスを提供し、クラウドを利用する顧客の皆様がそのニーズに合ったソリューションを構築している。こうしたビジネスモデルを考慮すると、原則として、クラウドの利用は重要維持管理を他者に行わせる場合には当たらないため、明確にすべき。</p>	<p>御意見については、特定重要設備、構成設備、重要維持管理等は省令において定められており、既に明確となっていると考えております。なお、事業ごとの特定重要設備等に関しては、今後技術的解説等を通じて更に明確化を行うことも検討しております。</p>
<p>⑩ 導入計画書におけるリスク管理措置事項について、特定重要設備の導入等にあたり、特定社会基盤事業者はクラウド事業者との契約等を通じて、省令にある要求事項を自ら確認することを求められるが、クラウドサービス事業者の利用規約文言は、クラウド事業者によって異なるため、実質的に政府が求めるリスク管理要請を満たす契約条項であれば、省令にある文言と完全に同じでなくともよい旨明示いただきたい。</p> <p>なお、経済安全保障法制に関する有識者会議（第7回）資料1の20頁において、「リスク管理措置の具体的な実施方法については、事業所管大臣が特定社会基盤事業者等の主体的な取組みを適切に評価することが望ましいことから、必ずしも記載の具体的な内容と同一の内容でなく</p>	<p>省令に列挙された具体的な措置の内容や当該解説に記載する措置の例と同一の内容でなくとも、実質的に同等のリスク管理措置が実施できていると認められるものは、チェックを付すことが可能です。この点は、経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説においても記載しているとおりです。</p>

<p>とも、同等のリスク管理措置が実施できていると認められるものについては、その内容を備考欄に記載した上でチェックを付すことを認めることとする」としており、この考え方を維持していただきたい。</p> <p>また、リスク管理措置にあたり、I S M A P 認証に加え I S O 27000 シリーズや S O C 監査を活用し、国際的に通用する基準を満たす場合には、リスク管理要求を満たす旨明記いただきたい。多様な基準が策定されると規制される事業者の混乱やコンプライアンスコストの不合理な増加などのデメリットが生じる可能性があり、避けるべき。</p>	<p>また、お示しの「国際的に通用する基準」については、その目的や求める水準等が異なることから、当該基準に適合していることのみをもって「特定妨害行為を防止するための措置」のすべての項目について十分に実施しているとは認められないものと考えます。</p> <p>なお、上記解説に記載のとおり、各リスク管理措置を講じていることを証する書類については、いくつかの認証を例示しておりますが、例示するもの以外であっても、適切な認証の取得や必要な事項に係る外部監査の結果等、リスク管理措置を講じていることを適切に証することができる書類によることが可能です。</p>
<p>⑪ 基本指針では、プログラムの日常的なバグ修正等のアップデートについては、届出を要しないことを明記しているが、クラウドサービスの改善措置は、一般的に変更届出や報告の対象とならないことを明記すべき。</p> <p>クラウドサービスは技術の発展のスピードが速く、アップデートもグローバル且つ同時になされるため、特定社会基盤事業者が利用するクラウドサービスに機能のアップデートやセキュリティ機能の追加がある場合もプログラムの変更として届出義務の対象にすると、実務上支障が出るおそれがある。</p>	<p>御意見として承ります。</p> <p>なお、重要な変更の届出や変更の報告が必要となる場合は省令に定めるとおりであり、これらの規定に従って届出又は報告が行われることが必要です。</p>
<p>⑫ 省令第 12 条第 1 号の業務アプリケーションについて、構成設備に指定される範囲は、その機能の毀損、または不正な操作を受けることにより、特定重要設備に直接の影響を及ぼすソフトウェアに限定する旨の記述を追加願いたい。当該記述が存在しないことにより、特定重要設備と同じオペレーションシステム上に置かれている全ての業務アプリケーションが構成設備であるかのような印象を与えるため。経済産業省令に右趣旨の記述があるところ、同様の記述追加を希望する。</p>	<p>構成設備となる業務アプリケーションは、省令第 1 条に規定する業務の運営のために特に必要なものですので、特定重要設備を構成する全ての業務アプリケーションが構成設備に該当するわけではありません。省令第 12 条柱書の「業務の運営のために特に必要なもの」とは、構成</p>

	<p>設備の機能が低下し、又は不正な操作を受けることにより、特定重要設備の機能に直接の支障を生じるものです。</p> <p>構成設備の考え方や具体例については、農林水産省にてQ&amp;Aを公表する予定としておりますので、ご参照ください。</p> <p>なお、同じオペレーションシステム上に置かれている業務アプリケーションであっても、特定重要設備を構成しない業務アプリケーションは、当然、構成設備ではありません。</p>
<p>⑬ 様式第四(一)5. の記載上の注意2. 及び様式第五(一)の6. の記載上の注意2. において、ISMAPを取得したクラウドサービスについては、①-2、②-2、③-2、④-2、⑤-2、⑧-2、⑨-2、⑩-2の項目の記載を省略できるとされているが、ISMAPが日本政府としてそのクラウドサービスの安全性を全体として確認・認証する制度であることを踏まえ、⑭-2及び⑮-2に関する記載も省略できるとすべき。</p>	<p>ISMAPを取得したクラウドサービスについては、事業者負担の軽減の観点から、当該制度において確認している事項等に係る情報の届出を省略できることとしていますが、14-②及び15-②に関する記載については、特定社会基盤事業者において特定重要設備の供給者等の法令遵守状況等を確認する観点から、省略を認めることは適当ではないと考えております。</p>
<p>⑭ 基本指針のパブコメ結果（令和5年4月28日公表）への回答（No. 8）に以下の記載がある。</p> <p>「法第5条において規定しているとおり、規制措置は、経済活動に与える影響を考慮し、安全保障を確保するため合理的に必要と認められる限度において行わなければならないこととしており、制度運用等に当たっては経済活動に与える影響を考慮することとしています。また、基本指針においても『国家及び国民の安全と自由な経済活動のバランスに留意し、規制対象を真に必要なものに限定する（略）』と重ねて記載しており、これらを踏まえた制度整備及び運用を行うこととなります。」</p>	<p>意見公募手続の対象である省令において定めることとしている構成設備や重要維持管理等の範囲については、意見の聴取等を行い、真に必要な範囲に限定しております。</p> <p>また、導入等計画書の記載事項についても、知見を有する者の意見を聴取するなど十分な検討を行っているものであり、合理的に必要な範囲のものとしております。</p>

<p>導入等計画書の記載対象となる「特定重要設備」や「構成設備」、「重要維持管理」およびその供給者や委託の相手先の情報について、非常に広範かつ詳細な情報が求められており、申告者やその取引先に過大な負荷を強いるものとなっている。基本指針では、「事業所管大臣は、導入等を行うとする特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれが大きいかを審査するに当たりリスク管理措置の実施状況を確認するときは、事業ごとの実態を十分に踏まえることとするとともに、特定社会基盤事業者等の主体的な取組についても適切に評価することとする。」との記載もあることから、汎用製品・上場企業については申告内容を限定する、政府側がデータベースで管理するなどの負荷軽減策を希望する。</p>	<p>なお、お示しの基本指針における記載は、審査に当たっての考慮要素として示している「特定社会基盤事業者が導入等を行うとする特定重要設備について、特定社会基盤役務の安定的な提供が妨害されるおそれに関する評価を自ら行い、その結果に応じて、リスク管理措置を講じているかどうか」を考慮するに当たり、事業所管大臣が事業者の講じているリスク管理措置の実施状況を確認するに際しての評価に関する事項を示したものであり、お示しの「汎用製品・上場企業については申告内容を限定する」や「データベースで管理」等とは無関係の記載です。</p>
<p>⑮ 「基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説について」（共通解説）に「特定重要設備の供給者とは、特定重要設備として機能が充足された状態のものを製造又は供給する者のことをいいます」と示されている。</p> <p>特定重要設備が複数のシステムから構成される場合、または、ひとつのシステムで構成される場合において、システム環境構築やアプリケーション開発などを特定社会基盤事業者自身や複数の企業が分担して導入する場合、特定重要設備のシステムを部分的に受託する企業については、「特定重要設備の供給者」ではなく、「構成設備の供給者」となると認識をしている。その旨、制度の解説等で明記頂きたい。</p>	<p>ある設備を供給する者が特定重要設備の供給者となるか構成設備の供給者となるかは、その供給する設備が特定重要設備又は構成設備に該当するかによって定まるものです。</p> <p>なお、本制度において、特定重要設備の一部を構成する特定重要設備の存在は否定されないことから、単に特定重要設備の一部を供給することのみをもって、特定重要設備の供給者となることが否定されるものではありません。</p>
<p>⑯ 様式第四（一）5. ①-1の注釈（※）で「当該特定重要設備の供給者及び当該特定重要設備の構成設備の供給者によって実施されるものを除く。」と示されているが、この規定は、本リスク管理措置について、特定重要設備の供給者及び構成設備の供給者が実施する検証体制の構築や脆弱性テストについては提示する対象とならないということを示しているのか、制度の解説等で明記いただきたい。</p>	<p>省令においては、特定重要設備の供給者等が自ら行うものに限らず、第三者による受入検査その他の検証体制及び脆弱性テストの客観性を担保することが重要であるとの観点から、特定重要設備の供給者及び特定重要設備の構成設備</p>

	<p>の供給者以外の第三者によって実施する措置を具体的な措置の内容として規定しております。そのため、特定重要設備の供給者等が、受入検査や脆弱性テスト等を第三者に委託して実施させるものは、「当該特定重要設備の供給者及び当該特定重要設備の構成設備の供給者によって実施されるもの」には含まれず、本項目で求める措置に該当します。</p> <p>なお、御意見も踏まえ、技術的解説に記載を行うことを検討しております。</p>
<p>⑰ 様式第四（一）５．①－２に関し、特定重要設備及び構成設備の販売元と製造元が異なる企業の場合、販売元企業に対して、製造元企業の内部情報に関する回答を求められても、回答ができないケースが想定される。特定重要設備及び構成設備（ハードウェア、ソフトウェア、クラウドサービス等）の供給者が、販売元企業を指すのか、製造元企業を指すのかを明確にすると共に、規定若しくは制度の解説等において明記いただきたい。</p>	<p>特定重要設備及び構成設備の供給者とは、それぞれ特定重要設備及び構成設備として機能が充足された状態のものを製造又は供給する者のことをいいます。</p>
<p>⑱ 様式第四（一）５．①－２の注釈（※１）で「特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。」、注釈（※２）で「当該構成設備の供給者によって実施されるものを除く。」と示されている。本リスク管理措置においては、特定重要設備の供給者が提示すべき事項であり、構成設備の供給者が構成設備に対して実施する検証体制の構築や脆弱性テストについては提示する対象とならないということを示しているのか、制度の解説等で明記いただきたい。</p>	<p>①－２においては、構成設備に対して実施する検証体制の構築や脆弱性テストについては、その確認方法として、特定社会基盤事業者が直接確認している場合だけではなく、特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も認める旨を規定しております。また、構成設備に対して実施する検証体制の構築や脆弱性テストについては、第三者による受入検査その他の検証体制及び脆弱性テストの客観性を担保する観点から、構成設備の供給者以外の第三者によって実施する措置を具体的な措置の内容として記載し</p>

	<p>ています。そのため、構成設備の供給者が、受入検査や脆弱性テスト等を第三者に委託して実施させるものは、「当該構成設備の供給者によって実施されるもの」には含まれず、本項目で求める措置に該当します。</p> <p>なお、御意見も踏まえ、技術的解説に記載を行うことを検討しております。</p>
<p>⑱ 共通解説に、規格が例示されているものがある（ISO/IEC15408、ISO9001）。</p> <p>特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用されるおそれの大きさを審査するためのリスク管理措置としては、類似的な規格や企業の自主的な取組等においても示すことが可能と考えるため、これらについても解説において、確認書類例として追記いただきたい。</p>	<p>経済安全保障推進法の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説において、リスク管理措置を講じていることを証する書類について、解説に例示するもの以外であっても、適切な認証の取得や必要な事項に係る外部監査の結果等、リスク管理措置を講じていることを適切に証することができる書類によることが可能である旨は記載しております。</p>
<p>⑳ 様式第四（一）5.の⑤-1・⑤-2、様式第四（二）5.④の事項について、従業員が自宅などでリモートワークを行う場合等、アクセス可能な従業員に対し物理的な制限を行うことが困難なケースも想定される。例えば、論理アクセスが適正になされていることを前提としてリモートワークが許容される等、物理的な制限の考え方について、制度の解説等で提示いただきたい。</p>	<p>特定妨害行為を防止するための措置については、それぞれの項目と同一の内容でない場合であっても、同等の特定妨害行為を防止するための措置が実施できていると考えられる場合には、当該措置の内容を、それぞれの項目に対応する備考の欄に記載することにより、実施している旨のチェックを付すことを可能としております。そのため、例えばリモートワーク実施時に、リモートワークを行う場所等の条件を適切に規定しその遵守状況を適切に確認しているなどの、リモートワークを行う場合においても、</p>

	<p>特定重要設備や構成設備の製造や重要維持管理等の実態に即して同等の特定妨害行為を防止するための措置が十分に取られていると考えられるのであれば、その方法を備考の欄に記載することが可能です。</p>
<p>⑳ 様式第四（一）5. の⑥、⑦、⑬に関し、一般的にクラウドサービス事業者は不正なアクセス等を防ぐための機能をサービスとして提供しており、当該機能を使用するか、または別の手段により同等の機能を実現するかについては、特定社会基盤事業者にて判断されることが多いと考える。</p> <p>特定社会基盤事業者がクラウドサービスを構成設備として使用する場合、クラウドサービス事業者に対して確認すべき内容について、制度の解説等で具体的に例示していただきたい。</p>	<p>お示しのクラウドサービス事業者が提供するサービスの内容が明らかではありませんが、基本指針に記載のとおり、リスク管理措置については「特定社会基盤事業者が自らリスクを評価し、そのリスクの内容及び程度に応じてリスク管理措置を講ずることが有効」なものであり、それはクラウドサービスを構成設備として使用する場合であっても同様です。</p> <p>したがって、他の設備と同様に、様式において示している項目のもと、特定社会基盤事業者が自ら評価し実施することとすることが適当です。</p> <p>なお、リスク管理措置の実施状況を確認するときは、特定社会基盤事業者等の主体的な取組についても適切に評価することとしているところです。</p>
<p>㉑ 様式第四（一）5. の⑦に関し、特定重要設備の設置の定義について、制度の趣旨に照らし、対象は当該設備に係るシステムの構築作業であり、ハードウェアの設置工事や現地調査等の作業は含まないという理解でよいか。</p>	<p>特定重要設備は、その対象をソフトウェアに限定しているものではありません。したがって、「特定重要設備の設置」の対象は「システムの構築作業」に限定されるものではありません。</p>

<p>⑳ 様式第四（一）５．の㉔－２に関し、共通解説において、確認書類例として、「不正な変更やそのおそれが確認された場合、追跡調査や立入検査等に協力をすることが担保されていることがわかる契約書」と示されている。</p> <p>特定重要設備の構成設備には、海外企業が製造するものも多く含まれる場合が想定される。日本の法律である経済安全保障推進法の対象外となる外国企業を含め、関係企業が多数ある中で、契約の相手先の全てが詳細な調査や立入検査等に協力をすることを契約で担保することは現実的ではないと考える。事業者間の適正な競争関係を不当に阻害することのないよう、本項目については、ビジネスの実態を考慮し、現実的に対応可能な内容に見直していただきたい。</p>	<p>お示しの項目は、特定重要設備等の導入後に、特定重要設備等に不正な変更やそのおそれが確認された場合に、その原因を調査・排除するために、必要に応じて追跡調査や立ち入り検査等を行う等、特定社会基盤事業者と特定重要設備等の供給者が相互に協力することが重要であるため規定している措置であり、このような目的を達成することが可能であると認められる実質的に同等の措置であれば、当該措置の内容を備考の欄に記載しチェックを付すことが可能です。</p> <p>なお、経済安全保障推進法は外国の企業を対象外とするものではありません。</p>
<p>㉑ 様式第四（一）５．㉕－１、㉕－２に関し、共通解説において、暗黙の指示について、「違法行為による強要や金銭の付与等によるそそのかしなど」と示されている。契約等において、特定社会基盤事業者への報告を担保するにあたり、外国の法的環境や外部主体の指示が無いことを特定社会基盤事業者が確認することが実質的に困難なケースも想定されるが、本規定において、これらを契約書等で担保するための現実的な手段が想定されているのであれば、制度の解説等において例示いただきたい。</p>	<p>お示しの箇所は、記載の通り、「特定重要設備の供給者が、外国の法的環境や外部主体の指示（明示的なものだけでなく暗黙の指示も含む。）によって、特定社会基盤事業者との契約に違反する行為が生じた可能性がある場合、これを特定社会基盤事業者に対して報告することを契約等により担保している」ことを確認する項目であり、特定重要設備の供給者について外国の法的環境や外部主体の指示がないことを特定社会基盤事業者が確認する項目ではありません。</p>
<p>㉒ 様式第四（一）５．㉖に関して、情報セキュリティに係る資格を有していなければ作業に従事することができないという趣旨ではない旨、制度の解説等において明記いただきたい。</p> <p>また、研修実績については、従事する業務や役割、責任に応じて、特定社会基盤事業者が定め</p>	<p>㉖は特定社会基盤事業者が特定重要設備及び構成設備の供給者から情報提供を受けられることを契約等により担保していることを求めている</p>

<p>た教育や認定制度等の実施をもって、実績を証明すること等、一律の研修実績を求めているのではない旨、制度の解説等において明記いただきたい。</p>	<p>る項目であり、例示した一部の資格を持っている者以外は作業に従事することはできないことや、一律の研修実績を求めている項目ではありません。</p>
<p>②⑥ 省令第17条の「該当することを証する書類」について、具体的内容を制度の解説等において例示いただくことを希望する。特に、再委託契約書等が想定されているのかを明確にしてください。</p>	<p>省令第17条において添付することを求めている「該当することを証する書類」は、第17条各号に掲げる場合に該当することを証する書類であり、そのことが例えば契約書をもって証明できるのであれば、契約書によることも可能です。</p>
<p>②⑦ 規定への対応準備を速やかに実施するため、事業所管大臣に直接報告及び提出を行う方法について、早期に公表いただきたい。</p>	<p>直接報告及び提出を行う方法については、技術的解説等で今後明らかにする予定です。</p>
<p>②⑧ 様式第四(一)5. ⑤-1、⑤-2に関し、製造過程および製造環境は、業務工程(提案、入札、開発、運用、保守など)の各工程において業務に従事するエリアが異なることが想定されるため(例、提案書作成は通常オフィスや自宅、開発はプロジェクトルームなど)、過剰なセキュリティ対応が必須とならないように、対象となる業務工程を限定できるよう、制度の解説等において例示いただきたい。</p>	<p>製造環境とは、システムの開発を含む特定重要設備等の製造に関する環境を念頭に置いています。特定重要設備等の特性に応じてアクセス可能な要員を制限すべき製造環境は異なるものと考えられるため、判断に迷う場合には個別の事例に応じて事業所管大臣にご相談ください。</p>
<p>②⑨ 様式第四(一)5. の②⑥に関して、X国のA社が数年前に買収したY国のB社製造の監視カメラを、本社が日本の供給者C社が設置する場合、供給者の本社の立地する場所は、日本という理解をした。こうした特別ではないケースに直面した際、毎回個別の所管省庁への相談するのは、企業への負担が増大するとともに、申請企業ごとの申請内容のバラつきが発生する可能性があるため、一般的に想定されるケースに十分に対応可能な統一的なガイダンスの発行が必要と考える。</p>	<p>供給者とは設備の機能が充足された状態のものを製造又は供給する者のことをいいます。そのため、お示しの事例については、その詳細が明らかではありませんが、製造を行っているのがA社又はB社でありC社は販売しか行わないのであれば、A社又はB社が供給者となると考</p>

<p>また、社屋や工場の建築工事等の撮影目的で一時的にドローンによる撮影を行う場合、一般的には、ドローンの撮影は、建設業者（又はその委託先）が用意するものであり、撮影対象は建築物や土地と考えられるが、そのような場合は、本リスク管理措置の対象とならないという理解でよいか。</p>	<p>えられます。なお、上述の供給者についての考え方をもち、一般的に想定されるケースには既に十分に対応可能であると考えます。</p> <p>ドローンに関するお示しの例については、その詳細が不明であり個別に判断すべき事項となりますが、特定重要設備の設置及び使用に関係のない建築工事の段階におけるドローンの使用についてのリスク管理措置を一般に求めているものではありません。</p> <p>なお、リスク管理措置については、基本指針で示しているとおり、特定社会基盤事業者が自らリスクを評価し、そのリスクの内容及び程度に応じて講ずることが有効です。</p>
<p>⑩ 事務についての誤り（利益目的の不適切な手続等）があると良くないので、届出書等については、法人番号の記載を行わせるべき。（法人番号以外の、一意に事業者を特定出来るような識別番号等がある場合は無くても可としてよいと考えるが。）</p> <p>法人について、間違いなく一意に特定出来る形での手続とされたい。（金融関係事業者は数多くあるので、その法人番号の記載がある方が望ましいと考える。）</p>	<p>参考意見として承りました。</p>